

## 社会福祉法人東伊豆町社会福祉協議会表彰規程

### (目的)

第1条 この規程は、東伊豆町内において社会福祉事業に功労のあった個人または団体に対して、社会福祉法人東伊豆町社会福祉協議会長（以下「会長」という。）が表彰又は感謝状を贈呈することにより、当該事業の進展に寄与することを目的とする。

### (表彰の対象者)

第2条 表彰の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者又は団体とする。

- (1) 本会の会長又は副会長として2期（4年）以上在職し、功績顕著な者
  - (2) 本会の役員又は評議員として通算5年以上在職し、功績顕著な者。ただし、東伊豆町職員としての役職により選任された者を除く。
  - (3) 本会の職員として、10年以上在籍し、功績顕著な者
  - (4) 民生児童委員、主任児童委員又は保護司として5年以上在職し、功績顕著な者
  - (5) 地区社会福祉協議会会長として2期（4年）以上在職し、功績顕著な者
  - (6) 社会福祉施設（里親含む）又は社会福祉関係団体の役員、施設長もしくは従事者として10年以上在籍し、功労顕著である者
  - (7) 社会福祉施設又は関係団体として、事業成績優良であるもの
- 2 前項の規定にかかわらず社会福祉事業に功績のあった個人または団体で、会長が特に功績顕著であると認めたものを表彰することができる。

### (感謝の対象者)

第3条 感謝の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者又は団体とする。

- (1) 本会の社会福祉事業のため、10万円以上相当額の金品を寄附した者又は団体
- (2) 本会の社会福祉事業のため、通算10年以上金品を寄附した者又は団体
- (3) 本会の賛助会員又は特別会員として通算10年以上会費を納めた者又は団体
- (4) 本会の社会福祉事業で功績が特に顕著と認められる者又は団体

### (追彰)

第4条 表彰又は感謝は、故人に対しても行うことができる。この場合において、表彰状及び感謝状はその遺族に贈呈する。

### (表彰又は感謝の公表)

第5条 この規程により表彰又は感謝を行った場合は、本会の広報紙及びホームページによりこれを公表する。

### (補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行にあたって必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

#### (施行日)

- 1 この規程は、公布の日から施行し、令和5年10月1日より適用する。
- 2 第4条に規定する表彰又は感謝状の対象となる故人については、本規定施行日以降に亡くなられた方とする。
- 3 社会福祉法人東伊豆町社会福祉協議会表彰規程（平成9年）は、廃止する。

様式第1号（第2条第4号関係）

被 表 彰 候 補 者 推 薦 書 （民生委員児童委員・保護司）			
			令和 年 月 日
社会福祉法人東伊豆町社会福祉協議会長 様  推薦者			
推薦順位	第 位		
(ふりがな) 氏 名			性別
生年月日	年 月 日生（満 年 月）		
現住所			
在職期間	年 カ月		
経歴			

※年齢、在職期間等の基準日は、令和 年4月1日現在です。

様式第2号（第4条第5号関係）

被 表 彰 候 補 者 推 薦 書 （地区社会福祉協議会長）			
			令和 年 月 日
社会福祉法人東伊豆町社会福祉協議会長 様  推薦者			
推薦順位	第 位		
(ふりがな) 氏 名			性別
生年月日	年 月 日生（満 年 月）		
現住所			
在職期間	年 カ月		
経歴			

※年齢、在職期間等の基準日は、令和 年4月1日現在です。

様式第3号（第4条第6号関係）

被 表 彰 候 補 者 推 薦 書 （社会福祉施設・団体 役員・施設長・従業者） 令和 年 月 日 社会福祉法人東伊豆町社会福祉協議会長 様 推薦者			
推薦順位	第 位		
(ふりがな) 氏 名			性別
生年月日	年 月 日生（満 年 月）		
現住所			
在職期間	年 カ月		
経歴			

※年齢、在職期間等の基準日は、令和 年4月1日現在です。

様式第2号（第4条第7号関係）

被 表 彰 候 補 者 推 薦 書 （社会福祉施設・団体）			
			令和 年 月 日
社会福祉法人東伊豆町社会福祉協議会長 様  推薦者			
推薦順位	第 位		
(ふりがな) 氏 名		性別	
生年月日	年 月 日生（満 年 月）		
現住所			
在職期間	年 カ月		
経歴			

※年齢、在職期間等の基準日は、令和 年4月1日現在です。